

鳥取県理容美容専門学校 学校関係者評価委員会運営要綱

2019. 7. 31制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県理容美容専門学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 自己評価の結果及び改善方策に対する評価に関する事項
- (2) 学校予算による特色ある学校運営の状況に対する評価に関する事項
- (3) 自己評価及びその他の学校運営の改善に対する提言に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員4名程度と校長、理事長を持って組織する。

(委員)

第4条 委員は、理容業・美容業を営む業界関係者、保護者、高等学校・大学等における教職経験者から、校長の推薦により、理事長が任命する。

- 2 委員の任期は、理事長が任命した日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては学校関係者委員会の庶務を行う校長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県理容美容専門学校において行う。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）7月31日から施行する。